

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年9月 30 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600304 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600142 号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における昭和49年8月1日から昭和50年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和49年8月から昭和50年9月までに係る標準報酬月額については、10万4,000円から13万4,000円とする。

昭和49年8月から昭和50年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和50年10月1日まで

夫は、生前、A社に勤務していた期間のうち、請求期間について、B厚生年金基金から厚生年金保険の標準報酬月額とB厚生年金基金の標準給与月額が異なっている旨の連絡を受けた。夫は、B厚生年金基金の標準給与月額が正しかったと記憶している旨の話をしていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録により、昭和48年10月の定期決定における標準報酬月額10万4,000円が引き続き適用されていることが確認できる。

一方、A社を設立事業所とするB厚生年金基金から提出された訂正請求記録の対象者に係る「異動記録マスター+賞与異動記録マスター一覧」(以下「異動記録」という。)によると、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る標準給与月額は、昭和49年8月の随時改定により、10万4,000円から13万4,000円に改定されたことが確認できる。

また、被保険者名簿により、請求期間において厚生年金保険被保険者記録を有する被保険者は、訂正請求記録の対象者を含め 69 人確認できるところ、昭和 49 年 8 月の随時改定又は同年 10 月の定時決定による記録の記載がない被保険者は訂正請求記録の対象者を含め 3 人確認できるが、訂正請求記録の対象者を除く 2 人については、B 厚生年金基金から提出された異動記録の標準給与月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

さらに、B 厚生年金基金は、請求期間において、厚生年金保険の標準報酬月額と B 厚生年金基金の標準給与月額が相違しているのは、訂正請求記録の対象者のみである旨回答している。

加えて、B 厚生年金基金は、請求期間当時、社会保険事務所(当時)及び同基金に対し提出する厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(以下「月額変更届」という。)の様式は、5枚つづりであり、1枚目を記入すると記載内容が基金宛、社会保険事務所宛に提出する用紙に複写される様式である旨回答している上、事業主は、請求期間当時、同基金への届書が複写式により提出されていたのなら、基金へ提出した届書と同じ内容の届書を社会保険事務所にも提出していたと思われる旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和 49 年 8 月の随時改定に關し、B 厚生年金基金と同一内容の月額変更届を社会保険事務所に対して提出していたと推認でき、同月額変更届により改定された訂正請求記録の対象者の標準報酬月額は、訂正請求記録の対象者が主張する標準報酬月額であったと認められることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る標準報酬月額を 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600300 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600042 号

## 第1 結論

昭和 63 年 10 月から平成 4 年 11 月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 4 年 11 月まで

私の夫が会社勤めを辞めて自営業となつたため、昭和 63 年 10 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を夫と一緒に行った後、時期ははつきり覚えていないが、集金人に勧められて付加年金についても夫と一緒に同市役所で加入手続した。

請求期間の国民年金保険料については、夫の分と一緒に毎月納付していたはずだが、私の分だけ未納となっているので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和 63 年 10 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を夫と一緒に行った後、時期ははつきり覚えていないが、集金人に勧められて付加年金についても夫と一緒に同市役所で加入手続し、請求期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に毎月納付していたと主張しているところ、オンライン記録では、請求者の夫は、請求期間の国民年金保険料（昭和 63 年 11 月以降は付加保険料を含む国民年金保険料）を納付済みであることが確認できる。

しかしながら、請求者は、付加年金を含む国民年金の加入手続及び納付金額に関する記憶が明確ではない上、請求者の夫への事情聴取は希望しないとしていることから、これらの状況が不明である。

また、請求者に係る A 市の国民年金被保険者台帳によると、請求者は平成 8 年 6 月 27 日に国民年金の加入手続を行い、その前日の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年 6 月 26 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、請求者の国民年金手帳記号番号もこの頃に払い出されたと考えられ、請求者の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、同年 6 月 26 日と記載されていることが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、付加保険料を含む国民年金保険料を納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したものの、請求者に別

の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。